

各 位

2019年5月15日

会社名 日本特殊塗料株式会社
 代表者名 代表取締役社長 酒井 万喜夫
 (コード番号 4619 東証第1部)
 問合せ先 代表取締役専務業務本部長 田谷 純
 (TEL 03-3913-6134)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2019年5月15日開催の取締役会において、2019年6月21日開催予定の第113回定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

経営管理体制の一層の強化・充実とともに、事業環境の変化に対応した機動的なコーポレート・ガバナンス体制を構築するため、次のとおり変更を行うものであります。

- (1) 副会長職を新設し、あわせて新たな役付取締役を定めることができるよう現行定款第24条の一部を変更するものであります。
- (2) 取締役会の招集権者および議長について現行定款第25条の一部を変更するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
(代表取締役、役付取締役、最高経営責任者、最高執行責任者および最高財務責任者) 第24条 (条文省略) 2. 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、 <u>常務取締役、取締役相談役</u> 各若干名を選定することができる。 3. (条文省略)	(代表取締役、役付取締役、最高経営責任者、最高執行責任者および最高財務責任者) 第24条 (現行どおり) 2. 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各1名、 <u>取締役副会長</u> 、取締役副社長、専務取締役、 <u>常務取締役その他の役付取締役</u> 各若干名を選定することができる。 3. (現行どおり)
(取締役会の招集権者および議長) 第25条 取締役会は、 <u>法令に別段の定めある場合を除き代表取締役会長</u> がこれを招集し、議長となる。 2. <u>代表取締役会長</u> に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。	(取締役会の招集権者および議長) 第25条 取締役会は、 <u>取締役会において定めた取締役</u> がこれを招集し、議長となる。 2. <u>前項の取締役</u> に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 2019年6月21日
 定款変更の効力発生日 2019年6月21日

以上